

平成30年度 埼玉県補助金授業料等軽減補助追加申請について

高等学校等の授業料の支援として、一定要件を満たす世帯に対し、県が授業料等の負担を軽減する制度があります。すべて返済不要の制度ですが、学校が定める期日までに申請をしなければ受給できません。該当する方は期限までに事務室に申請して下さいますよう、お知らせ致します。なお、本年6月～7月に同制度の申請を受け付けております。その際申請された方は、今回は申請不要です。

対象期間	平成30年4月～平成31年3月 ※平成29年6～平成30年3月に申請された方も改めて申請が必要です。 ※9月6日に高等学校等就学支援金の受給資格の認定・不認定通知を受けた方は申請不要です。			
対象者要件	1 授業料・施設設備費等納入義務があること。 2 親権者全員の「平成30年度課税証明書」等の住民税所得割額の合計が、6月配布のピンク色のリーフレット4ページにある「基準表1～5・家計急変世帯」のいずれかに該当する場合。 (裏面参照)			
対象者補助金額	住民税所得割額	授業料補助金額	施設費等その他納付金補助金額	入学金補助金額
	基準1	318,000円—国の就学支援金支給可能額	1年生 200,000円	1年生のみ 100,000円
	基準2の金額未満		2・3年生 124,900円	
	基準3の金額未満			
	基準4の金額未満			
	基準5の金額未満			
申請書類	① 学校指定の申請書（本校事務室に取りに来てください） 世帯全員の住民票(原本) 注1 マイナンバーの記載のないものをご用意ください。 注2 発行日が平成30年4月1日以降のものをご用意ください。 注3 続柄の記載のあるものをご用意ください。 ② 親権者全員の「平成30年度課税証明書」等 注1 『控除対象配偶者の有無及び扶養親族の内訳』及び『市町村民税・道府県民税所得割額』の記載のあるものをご用意ください。 証明書請求時に申し出ないと記載されない場合がありますので、ご注意ください。 注2 前年度の正確な所得に基づいた住民税所得割額でなければ、補助区分に該当していても補助対象となりません。また、『扶養親族の内訳』等にも誤りがみつかないか再度ご確認ください。 誤りがみつかった場合は、修正後の正確な「平成30年度課税証明書」等で申請してください。 注3 「源泉徴収票」では申請できませんので、ご注意ください。 注4 控除対象配偶者の方の「非課税証明書」も必要です。			
申請方法	上記①②③を、事務室に提出して下さい。(クラス担任ではありません。)			
支給方法	授業料等振替口座へ振込 (時期は未定。振込前に通知致します。)			
申請期限	平成30年10月27日(土) 厳守			

*平成30年1月1日～平成30年12月31日に、家計急変に該当する事実が発生した場合は、即時申請してください。申請が遅れた月分の高等学校等就学支援金は受給できません。最終申請期限は平成31年2月20日(水)となります。

*受給決定された方で、再婚・再就職等でご家庭に変化があった際も、即時学校へご連絡ください。

*東日本大震災の時、生徒又は保護者が被災地の住民で、震災の影響を直接受け家計急変されたご家庭で、基準4に該当される際は、学校へお申し出ください。

基準1…世帯の住民税所得割額が非課税

基準2…世帯の住民税所得割額が100円以上85,500円未満

基準3…世帯の住民税所得割額が85,500円以上下の表の金額未満

単位：円

16歳以上19歳未満 扶養親族数 16歳未満 扶養親族数	0人	1人	2人	3人	4人
0人	135,500	154,200	172,700	192,700	221,700
1人	171,200	189,500	215,500	236,500	257,500
2人	209,000	230,000	251,000	272,000	293,000
3人	244,500	265,500	286,500	307,500	328,500

基準4…世帯の住民税所得割額が基準表3金額以上下の表の金額未満

単位：円

16歳以上19歳未満 扶養親族数 16歳未満 扶養親族数	0人	1人	2人	3人	4人
0人	225,500	237,500	253,900	271,900	289,900
1人	258,500	270,500	288,500	306,500	324,500
2人	291,500	305,200	323,200	341,200	359,200
3人	324,500	339,900	357,900	375,900	393,900

基準5…私立高校生や大学生等が3人以上いる多子世帯で、
住民税所得割額が354,500円未満

生活保護世帯・家計急変世帯

	要件
生活保護世帯	生活保護を受給している
家計急変世帯	平成30年1月1日～平成30年12月31日に保護者が、離職・死亡・離婚その他で家計が急変した

※ 基準表の住民税所得割額は保護者全員の平成30年度課税証明書における年間の合計

※ 扶養親族とは税法上の扶養親族です。課税手続上、申告していない扶養親族は含めない
年齢は平成29年12月31日時点の年齢

16歳未満…平成14年1月2日以降生まれ・16歳以上19歳未満…平成11年1月2日～平成14年1月1日生まれ

※ 16歳未満の扶養親族数が5人以上いるなど、表に当てはまらない場合は学校までお問い合わせください

※ 保護者の再婚・再就職等でご家庭に変化が合った際も即時ご連絡ください

○ご不明な点がございましたら事務室までお問い合わせください。

川越東高等学校 事務室 Tel049-235-4811

平成30年度 埼玉県補助金授業料等軽減補助追加交付申請書
(学校指定の申請書)

学校法人星野学園 川越東高等学校
校長 星野 昭 殿

埼玉県補助金授業料等軽減補助の交付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。
太線枠内をご記入ください。

		平成	年	月	日	提出
申請者氏名		生徒氏名		第	学年	組 番
連絡先(電話番号)		—	—	若しくは	—	—
保護者(親権者)氏名	住民税所得割額 非課税の場合は「0」と記入	課税証明書等には人数の記載があり、住民票には記載のない扶養親族がある場合は、下記に年齢及び続柄をご記入ください。				
	市町村民税所得割額					
	道府県民税所得割額	円	年齢		続柄	
	市町村民税所得割額	円	基準5(多子世帯の要件)に該当の世帯は□に✓を入れ、兄弟姉妹(本校生徒は含まない)の人数をご記入ください。(2人以上)			
合計	道府県民税所得割額	円	□		兄弟姉妹の人数	人
		円	一人親世帯は□に✓を入れてください→ □			
ピンク色のパンフレット4頁をご確認ください↑						

学校記入欄 ↓

扶 養 人 数	
16歳未満	人
16歳以上19歳未満	人
上記以外 老・特定・その他	人
支援金 倍基準	No.

学校記入欄 ↓

国	就学支援金(授業料)	円
県	埼玉県独自(授業料)	円
県	施設整備費等その他納付金	124,900円・200,000円
県	入 学 金	100,000円
合 計		円

受 領 書

年 組 氏名	君保護者様
--------	-------

埼玉県補助金授業料等軽減補助等の交付申請に必要な下記書類(✓印)を受領致しました。

- 学校指定の申請書
- 保護者の年税額の証明書 枚
住民税所得割額・扶養親族数が記載されたもの
- 世帯全員の住民票
平成30年4月1日以降に発行の続柄が記載されたもの
- その他 ()

平成 年 月 日

川越東高等学校 事務室